

～ 国際研修 ～

第 36 回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

松原 禎 夫

1 はじめに

国際協力部では、2010年12月13日（月）から同月22日（水）までの間、第36回ベトナム法整備支援研修を実施した（研修日程は文末の資料のとおり）。

研修員は、以下の10名である。

Mr. ヴ・ヴァン・モック

最高人民検察院検察理論研究所副所長

Mr. グエン・トゥ・トゥアン

最高人民検察院

国家安全保障事件訴追解決監督部上級検察官

Mr. ヴ・クオック・ヴァン

中央共産党事務局内務部副部長

Ms. ヴ・ティ・ドゥック

ハノイ人民検察院次席検事

Mr. ドゥ・ゴック・リエン

第2地区軍事検察院検事正

Ms. ブイ・ティ・ハン

最高人民検察院検察訓練校刑事部副部長

Mr. ホアン・ヴァン・ホア

最高人民検察院人事部課長

2 研修実施の背景

ベトナム社会主義共和国では、権限分配の原理を統治の基本原則とし、全ての国家権力は人民の代表である国会に属し、その権力行使を国会直属の国家機関が分担することとしている。最高人民検察院は、最高人民裁判所とともに憲法上に規定された司法機

関であり、同院は、捜査・公判活動に加えて、刑事訴訟法及び検察院組織法等の刑事手続関連法の起草を所管している。ベトナムでは、2005年5月及び6月にベトナム共産党中央執行委員会政治局により相次いで発表された48号決議及び49号決議に基づき、大規模な司法改革を実行中である。最高人民検察院は、同決議に基づく司法改革の一環として、現在、刑事訴訟法及び検察院組織法の改正作業を行っている。今般、ベトナム側から、両法の改正作業の参考とするため、日本の刑事訴訟法・検察庁法及びその運用実態を学びたい旨の要望が出されたことから、本研修を行うこととなった。なお、本研修は、JICAの「法・司法制度改革支援プロジェクト」（2007年4月～2011年3月）の枠組みで実施された。

3 研修の概要

本研修では、①検察制度 ②上訴審 ③公判手続 ④検察官と捜査機関の関係 ⑤日本の刑事訴追制度と裁判の審判範囲 ⑥弁護権の強化などの各論点につき、大澤裕教授（東京大学大学院法学政治学研究科）、高畑満弁護士及び当部教官による講義、ベトナム側プレゼンテーション及び法廷傍聴などを実施した。各講義において、質疑応答・討論の時間を多く設けたところ、活発な議論が行われ、この議論を通してベトナム刑事訴訟の実態を垣間見ることができ、興味深いものであったので、以下その一部を紹介する。



(1) 検察院の捜査権限

1960年の検察院組織法には、検察院に全ての犯罪の捜査権限があると規定されており、最高人民検察院及び各省人民検察院に合計37の捜査機関が設置されていたが、2002年の同法改正により検察院の捜査権限が司法活動に関する犯罪に限定されたことなどに伴い現在では最高人民検察院にのみ捜査機関が設置されている。最高人民検察院の捜査機関の人員は約40名に過ぎず、南北に伸びる広い国土で発生する犯罪に十分対応しきれず、その結果、国民が国家や共産党に直接解決を訴える事例も存在する。また、汚職事件への積極的な取組の一環として行政に属さない検察院の捜査機関に汚職事件の捜査を期待する意見も少なくない。そこで、検察院の捜査機関を拡大する方法として、①最高人民検察院及び全国36省の各省級人民検察院に捜査機関を設置する ②最高人民検察院の捜査機関の出先機関として各地域に捜査局支部を設置する ③全国を5箇所程度の地域に分け各地域に検察院の捜査機関を設置するという案が検討されている。もっとも、かつて検察院の捜査機関が縮小された理由には、効率的に機能せず、処理件数が少ないこともあったというから、捜査機関の拡大に際しては効率的な運営が望まれる。

(2) 検察院と捜査機関の関係

ベトナムでは、検察院の指示に捜査機関が従わないことがしばしば問題となっているということで、研修員はこの点に関する日本の制度に関心を有していた。しかし、日本の検察官には、司法警察職員に対する一定の指示権及び指揮権が与えられている

(刑訴法193条)ものの、それ以外には特段の制度はなく、ベトナムにおいても、捜査機関は、検察院の要求及び決定に従わなければならない(ベトナム刑訴法114条)、検察院長官は、捜査機関の長官に捜査官の更迭を要求する権限を有する(ベトナム刑訴法36条2項b)と定められており、新たな制度の創設よりも公訴権の独占を背景とした適切な指揮・指示により解決すべき問題だと思われる。

(3) 検察院の民事事件への関与

改正前民事訴訟法において、検察院は、社会的利益が侵害されるなど一定の場合には訴えを提起する権限を有するとともに提訴した事案だけでなく、その他の事案についても、必要とみなすいずれの段階からでも訴訟手続に参加でき、さらに、第1審の判決・決定に対して控訴する権限を持つだけでなく、法的拘束力を有する判決・決定に対して監督審及び再審を申し立てる権限も認められていた。しかし、2004年改正の民事訴訟法において、検察院の提訴権は廃止され、手続立会権も非訟事件などの一定の場合に限定して認められることになった(ベトナム民訴法21条、313条-2)。なお、検察院の控訴権と監督審・再審異議権は維持された(同250条、285条、307条)。これに対して、検察院の民事事件への関与の減少に伴い誤審が増えたとして、再び全ての民事訴訟への立会いを求める意見が強くなっている。誤審の増加に関しては、明確な統計はないとのことであるが、控訴審及び監督審申立件数の増加が民事訴訟における誤審の増加という主張の根拠のようである。検察院の民事事件への関与の程度については、様々な意見があり、未だ明確な方向は定まっていないとのことであるが、民事事件はあくまで両当事者間の争いであること、今後、ベトナムの経済発展に伴う民事・刑事事件の増加及び複雑化により検察院の業務負担の増大が予測されることを考慮すれば、民事事件への関与拡大には慎重な議論が必要であろう。



(4) 検察官の人事

ベトナムには、最高人民検察院検察官約 170 人、省級人民検察院検察官約 2000 人、県級人民検察院検察官約 6000 人がいる。検察官になるには、法学士の資格を有すること、検察院の研修過程を終了して 4 年以上の実務経験を有することが必要であり、省級検察官になるにはまず県級検察官にならなくてはならない。上級庁に昇進する場合を除いて、最高人民検察院、省級人民検察院及び県級人民検察院の間で人事異動はない。県級人民検察院の能力向上のため省級人民検察院の検察官を異動させようとする、まず省級人民検察院検察官の地位を解任して県級人民検察院検察官として再任させなければならない。県級人民検察院の管轄が拡大されたことに伴いその能力向上が叫ばれているところであり、中央、省及び県の区分をなくし、最高人民検察院や省級人民検察院の検察官を県級人民検察院へ異動できるようにすることが検討されている。また、検察官の任命期間は、適切な活動を担保する目的で 5 年間で定められているが、必ずしも任期の存在と業務の適正性が関連付けられていないことから、むしろ地位の保証による適切な権限行使を期待して任期制の撤廃が検討されている。日本では、検察官が定期的に全国を転勤し、その目的は、多種多様な経験をさせることや、特定団体などとの結びつきを避ける上、副次的には全国に均一の法的サービスを提供する効果もあるなどと言われている。ベトナムにおいては、上級庁への異動を除き他県や他省への異動はなく、地域毎に生活レベルが異なること、国が住居や転居費用

を負担するのは困難であることなどから全国異動の実施は検討されていない。

(5) 弁護権の強化

ベトナムの刑事訴訟法は、職権主義を採用しているが、今般の改正に際して、職権主義を基本としつつ当事者主義的要素を導入することが検討されており、そのため、公判における弁論の活性化、弁護権の強化が課題とされている。ベトナムでは弁護人になるには捜査機関の許可が必要で、「弁護に関する書類とともに弁護人の提案を受け取った日から 3 日以内に、捜査機関、検察院又は裁判所は、検討し、弁護人が弁護を遂行できるよう弁護人に許可証を授与しなければならない。」(ベトナム刑訴法 56 条 4 項)と定められている。捜査機関等は、弁護士や法定代理人であることなどの弁護人となるべき要件が備わっていれば許可証を発行する義務があると解されている。しかし、捜査機関が意図的に許可証の発行を遅らせるなどして弁護人が接見や取調べの立会いなどの権利を行使できない事例もあるとのことであり、運用の改善が求められる。弁護人は、被暫定留置人、被疑者又は被告人と面会する権利を有する(ベトナム刑訴法 58 条 2 項 e)。研修員の説明によれば、条文上、明記されていないものの秘密交通権が保障されており捜査機関の監督は許されないが、実際には、安全確保の観点から捜査機関職員が接見に立ち会っているとのことであり、秘密交通権が実質的に保障されているとは言えないと思われる。



また、弁護人には被暫定留置人の聴取、被疑者の取調べに立会う権利が保障されており、捜査官の許可を得て、被暫定留置人、被疑者に質問をし、その

他の捜査活動に立会うことができる（ベトナム刑訴法 58 条 2 項 a）。この立会いは、取調べの監督が目的であり、誘導尋問や強制的な尋問など不当な取調べが行われた場合、弁護人は調書への署名を拒否することができるが、被暫定留置人や被疑者にアドバイスするなどして取調べに干渉することは許されない。また、ベトナムの弁護士は約 8000 人であるが、刑事事件は年間約 10 万件あり、弁護士数が不足していることから、弁護士が取調べに立会うことは必ずしも多くない。ベトナムには、必要的弁護の制度があるが、その対象は、最高刑として死刑を定める特別重大な犯罪や被疑者又は被告人が未成年者、身体障害者又は精神障害者である場合に限られている（ベトナム刑訴法 57 条 2 項）。そこで、必要的弁護事件の範囲拡大が検討されているが、上記の弁護士不足から大幅な拡大は困難な状況にある。弁護士不足に対しては、弁護人となれる者を現行の弁護士、被暫定留置人・被疑者・被告人の合法的代理人、人民弁護士（ベトナム刑訴法 56 条 1 項）から親族・知人など被疑者等のために弁護活動ができる者に拡大することが検討されている。

4 終わりに

本研修では、各講師と研修員の間で活発な議論が行われたところ、昨年の研修で講師をお願いした松尾浩也法務省特別顧問が関心を示してその一部に参加された。松尾顧問は、職権主義に当事者主義の長所を加えた刑事訴訟法改正を検討中の研

修員に対して、欧米各国の刑事訴訟構造を紹介しながら、「職権主義はどの国でも大差はないのですが、当事者主義は国によって様々ということです。ベトナムが当事者主義に移ろうとしていると聞いていますが、ベトナムという国に最も適した形の当事者主義を採用することを希望するものであります。」旨述べられた。研修員は、松尾顧問の励ましの言葉に感動した様子でそれぞれ感謝の言葉を述べていた。

最高人民検察院では、刑事訴訟に関し、①検察院の捜査権限 ②検察院と捜査機関の関係 ③勾留の制限 ④単独裁判の可否 ⑤弁論の活性化 ⑥弁護権の強化 ⑦控訴審の権限の明確化 ⑧監督審申立権者の範囲の縮小、検察院組織法に関し、①国家統治機構における検察院の役割 ②組織体系 ③検察官の等級・選考試験及び任命期間 ④捜査権限の拡大 ⑤司法活動の監督の範囲・方法等の明確化 ⑥民事事件における検察院の役割などの幅広い論点につき改正の可能性を検討してきており、現在、これまでの研究結果を踏まえて、上記各論点を精査し改正すべき論点を抽出中である。当部においては、同院から継続的に情報を収集するなどして刑事訴訟法及び検察院組織法の改正の方向性を注視し、今後も、ベトナム側に対し、必要な助言、支援を続けていきたい。

最後に、本研修に対し多大な御支援及び御協力をいただいた松尾顧問、大澤教授、高畑弁護士を始めとする関係各位に深く感謝を申し上げたい。



第36回 ベトナム法整備支援研修日程表

[教官: 森永教官, 松原教官 専門官: 権瓶統括専門官, 内田主任専門官]

研修実施場所 : JICA東京国際センター, 法務省赤れんが棟

月・日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
12/12	入国		
12/13	オリエンテーション (JICA) 赤れんが棟第6教室	12:00～ オリエンテーション (ICD) 赤れんが棟第6教室	ベトナム側プレゼンテーション テーマ: 刑事訴訟法及び検察院組織法改正の主要論点 赤れんが棟第6教室
12/14	全体討論会 (論点整理) コメンテーター: ICD教官 赤れんが棟第6教室	12:40～14:00 法務総合研究所長 主催意見交換会 赤れんが棟前	14:30～全体討論会 (論点整理) コメンテーター: ICD教官 赤れんが棟第6教室
12/15	全体討論会 (検察制度) コメンテーター: ICD教官 赤れんが棟第6教室	全体討論会 (控訴審及び上訴審) コメンテーター: ICD教官 赤れんが棟第6教室	
12/16	全体討論会 (公判手続) コメンテーター: ICD教官 赤れんが棟第6教室	東京地裁法廷傍聴	東京地方裁判所
12/17	全体討論会 (検察官と捜査機関の関係) コメンテーター: ICD教官 赤れんが棟3階共用会議室	東京地検訪問 模擬取調室, 証拠品庫見学等	東京地方検察庁
12/18			
12/19			
12/20	全体討論会 (日本の刑事訴追制度と裁判所の審判範囲) コメンテーター: 大澤裕教授, ICD教官		赤れんが棟3階共用会議室
12/21	全体討論会 (ベトナム刑事訴訟における弁護権の強化等) コメンテーター: 高畑満弁護士, ICD教官		赤れんが棟3階共用会議室
12/22	総括 (質疑応答等) コメンテーター: ICD教官 TIC SR	評価会・終了式 TIC	
12/23	帰国		